

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十四条第四号イの規定に基づき、遊戯施設の客席部分の構造方法を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

### 遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件

第一 遊戯施設の客席部分の構造方法は、平成十二年建設省告示第 号の別表第一（以下「別表第一」といふ。）の遊戯施設の種類の欄各項に掲げる区分に応じ、定常走行速度及び勾配がそれぞれ同表の定常走行速度の欄及び勾配の欄各項に掲げる数値以下の遊戯施設及び同告示の別表第二（以下「別表第二」といふ。）の遊戯施設の種類の欄各項に掲げる区分に応じ、定常円周速度及び傾斜角度がそれぞれ同表の定常円周速度の欄及び傾斜角度の欄各項に掲げる数値以下の遊戯施設について、次に掲げる基準に適合する構造とすることとする。

一 別表第一（一）項及び（五）項に掲げる遊戯施設にあつては、次のイからハまでのいずれかに該当する構造と

するにじ。

イ 次の①から③までに掲げる客席部分の区分に応じ、それぞれ①から③までに定める構造の側壁その他これに類するもの（以下「側壁等」といふ。）を客席部分に設け、かつ、乗降口に扉（施錠する装置を設けたものに限る。以下同じ。）を設けたもの

① 客席部分の人が座席に座つて利用するもので、地盤面（客席部分の外側に十分な広さの床がある場合にあつては、当該床。以下同じ。）から客席部分までの高さが五メートル未満の客席部分 床面からの高さが五十五センチメートル以上で、かつ、座席面からの高さが三十センチメートル以上の側壁等

② 客席部分の人が座席に座つて利用するもので、地盤面から客席部分までの高さが五メートル以上の客席部分 床面からの高さが八十センチメートル以上で、かつ、座席面からの高さが四十センチメートル以上の側壁等

③ 客席部分の人が立つて利用する客席部分 床面からの高さが一・一メートル以上の側壁等

ロ シートベルトその他客席部分にいる人が客席部分から落下することを防止する設備（以下「シート

ベルト等」といづ。 ) を設けたもの

ハ 定常速度又は定常円周速度が毎時十二キロメートル未満、勾配が二度未満で、かつ、地盤面から客席部分までの高さが二メートル未満のものにあつては、手すりその他客席部分にいる人が自ら体を支えることができる設備（以下「手すり等」といづ。 ) を設けたもの

二 別表第一 ㉑項及び㉒項並びに別表第二 ㉕項から㉗項までに掲げる遊戯施設で次のイからハまでのいずれかに該当するものにあつては、客席部分にいる人の体を確実に客席部分に固定する設備を設けること。

イ 客席部分が四十五度以上傾斜するもの（事故等で停止した場合に客席部分の人が客席から落下することなく速やかに客席部分が水平に戻るもの又は客席部分を壁又は囲いで囲つ等客席部分の人の客席部分の外への落下を防止する措置を講じたものを除く。 )

ロ 客席部分に床がないもの

ハ 遊戯施設の走行又は回転により客席部分の人が客席部分に座面に対し垂直方向に及ぼす力が零となるもの

三 別表第一 ㉑項及び㉒項並びに別表第二 ㉕項から㉗項までに掲げる遊戯施設で前号に掲げるもの以外の

ものにあつては、シートベルト等及び手すり等を設けること。

四 別表第一④項に掲げる遊戯施設にあつては、高さを五十センチメートル（客席部分の人に走行方向に直交する方向に遠心力が作用する部分においては、さらに当該遠心力により客席部分の人が外に飛び出さないために必要な高さを加えるものとする。）以上とした側壁を設けること。ただし、次に掲げる部分においては、この限りでない。

(1) 客席部分への乗入口

(2) 客席部分からの出口（当該出口の直前一・五メートル以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを八十五センチメートル、当該出口の先端からの長さを六メートル（安全上支障ない場合においては、三メートル）以上としたプールを設けた場合に限る。）

(3) 客席部分の両側に落下防止用の張り出し部分が設けられている部分（曲線部分を有しないものに限る。）

五 別表第二①項から③項までに掲げる遊戯施設にあつては、シートベルト等及び手すり等を設けること。ただし、別表第二②項に掲げる遊戯施設（第一号イ又はロのいずれかに該当する構造としたものに限る。）

）で定常円周速度が毎分二百メートル以下のものにあつては、シートベルト等を設けることを要しない。

六 別表第二(四)項に掲げる遊戯施設にあつては、客席部分を壁、床、天井その他これらに類するもので囲い、かつ、乗降口に扉を設けること。ただし、地盤面から客席部分までの高さが十メートル以下のもので第一号イに該当する構造としたものにあつては、この限りでない。

第二 客席部分には、遊戯施設の使用の制限に関する事項を掲示すること。ただし、乗り場において当該事項を掲示した場合にあつては、この限りでない。

#### 附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。